基本事件:発信者情報開示命令申立事件

申立人(基本事件申立人) ●

相手方(基本事件相手方) ●

# 秘匿事項届出書面

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第9部御中

申立人(基本事件申立人)手続代理人弁護士 ●

申立人につき、次のとおり秘匿事項等を届け出ます。

| 郵便番号 | <b>∓</b> ● |   |
|------|------------|---|
| 住所   |            |   |
|      |            |   |
| 氏名   |            | 印 |
| 電話番号 | •          |   |

### 申立書・委任状、陳述書等に記載した、住所・氏名に代わる事項

| 住所に代わる事項 | 代替住所A |
|----------|-------|
| 氏名に代わる事項 | 代替氏名A |

## 委任状

令和●年●月●日

委任者 住所 代替住所 A 氏名 代替氏名 A

私は、次の弁護士を手続代理人と定め、下記の事項を委任します。

弁護士住所電話FAX

#### 第1 事件

1 相手方

2 裁判所 東京地方裁判所

3 事件の表示 発信者情報開示命令申立事件

### 第2 委任事項

- 1 上記事件に関する一切の行為を代理する権限
- 2 申立ての取下げ又は和解
- 3 終局決定に対する抗告若しくは異議または抗告許可の申立て
- 4 前項の抗告、異議または申立ての取下げ
- 5 復代理人の選任

基本事件:発信者情報開示命令申立事件

申立人(基本事件申立人) 代替氏名 A

相手方(基本事件相手方) ●

## 秘匿決定申立書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第9部御中

申立人(基本事件申立人)手続代理人弁護士 ●

上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、特定電気通信役務提供者の損害賠償 責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第17条、民事訴訟法133条1項 に基づき、秘匿決定の申立てをする。

#### 第1 申立ての趣旨

上記当事者間の頭書事件について、申立人の住所及び氏名を秘匿するとの決定 を求める。

#### 第2 申立ての理由

本件は、●である。

そのため、申立人の住所等の全部又は一部が当事者又は利害関係参加人に知られることによって、申立人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある。

よって、申立人は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者 情報の開示に関する法律第17条、民事訴訟法133条1項に基づき、申立ての 趣旨記載のとおり、秘匿の決定をされたく、本申立てをする。

以上

疎明資料

1 陳述書 1 通

# 陳述書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第9部御中

代替氏名A